

東日本大震災からの復興に当たって(案)

総論

東日本大震災は、東北地方を中心として甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、発電施設の損壊による電力制約の発生により、エネルギー政策のあり方についても大きな議論を投げかけた。

この未曾有の国難とも言うべき状況において、復興に向けてあらゆる政策を総動員しなければならないことは言うまでもないが、その一方、我々には、将来の世代のために良好な環境を形成し、引き継ぐ責任がある。

当部会は、被災地における復興後のデザインを描き、また、それを実現していく過程においては、環境に配慮しつつ被災地が活力を取り戻していくことを追求するという考え方のもと、安全・安心と環境が調和した計画、環境に配慮した事業の実施、復興を通じた環境負荷低減の実現を図ることが重要であると考え、低炭素社会、自然共生社会、循環型社会のそれぞれの視点について、問題提起を行う。

今回の震災によって、これまでの環境重視の流れを止めるのではなく、この震災を契機に我が国の環境政策が世界で誇れるものであり続けられるよう、取り組むべきである。

低炭素社会

従来からの地球温暖化対策に加え、東日本大震災を契機に大きな課題となっている省エネルギー・再生可能エネルギーについての先進的な取組を展開していくことが重要である。

- ・平成22年8月に策定・公表した「低炭素都市づくりガイドライン」の考え方を踏まえつつ、東北地方の自然環境や気象条件、地域構造等に適合したまちづくりを目指す。
- ・防災・減災機能を付加した災害に強い土地利用・交通体系の構築を目指す。併せて、環境対応車や超小型モビリティの普及を一層促進するとともに、一定の集積を持つ地域では、公共交通を軸とする集約型都市構造を実現し、公共交通軸の成立が困難な地域ではデマンド交通等を導入することにより、地域交通の確保と低炭素交通社会の実現の両立を図る。
- ・地域の風土や気候に合ったデザインにより、快適さを保ちつつ消費エネルギーを抑える環境性能の高い住まい・オフィス等の普及を進めるため、住宅・建築物の環境性能に応じたインセンティブの付与、ならびに CASBEE 等による住宅・建築物の環境性能の見える化(ラベリング等)を促進する。
- ・東北地方は太陽光発電、風力発電、地熱発電といった再生可能エネルギーの導入ポテンシャルが高いとされている。政府が一体となって導入を促進していくことが必要。

自然共生社会の実現 / 生物多様性保全

40億年の生命の歴史の中で、まさに今、前例のないスピードで多様性の破壊が進んでおり、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境を保全していくことが求められている。

- ・平成22年10月に名古屋で開催された生物多様性条約COP10で採択されたポスト2010年目標(愛知目標)等を踏まえた、生物多様性保全の取組の推進が重要。
- ・社会資本整備重点計画をはじめとする各計画において、生物多様性保全の価値を位置付けることが必要。
- ・被災地域は、豊かな自然環境を有していることを踏まえ、復興に際しては、自然環境の保全に十分配慮するとともに、地域固有の生態系を考慮した土地利用、生態系ネットワークの形成に努める。
- ・また、自然の持つ防災機能の活用を図るとともに、河川・海岸堤防等に多自然工法を積極的に採用する。
- ・地震による地殻変動や、今後の津波防災の観点から、利用に適さない土地について、環境保全面からの土地利用について検討。

循環型社会の形成

これまでの大量生産、大量消費型の経済社会活動は、結果として大量廃棄に結びついていると考えられ、リサイクル等の推進により、社会経済活動の全段階を通じて、環境への負荷を可能な限り低減していくことが求められている。

- ・今回の震災では、約2200万トンの災害廃棄物が発生している。
- ・復興に際しては、廃棄物の適正・有効利用の観点から、再資源化等により有効利用すべきである。
- ・災害廃棄物では、コンクリート塊、木材、津波堆積土砂等の利用が考えられる。
- ・具体的には、津波や高潮等からの安全性を確保しつつ環境負荷の少ない市街地の形成を図るため、海岸堤防、公園緑地、宅地盛土等へのがれきの活用を促進する。木材等のバイオマスについては、エネルギー源としての活用を促進する。
- ・また、自治体が行う復旧・復興事業等での活用に向け、技術情報の提供等を行う。
- ・復興に際しては、住宅建設、公共施設整備において、地域資源の有効活用の観点から、木材の利用を推進する。